

第 35 回 士別市農業委員会総会議事録

令和 6 年 4 月 26 日

士 別 市 農 業 委 員 会

第 35 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 4 月 26 日（金曜日）
午後 1 時 30 分開会
午後 2 時 00 分閉会

2. 開催場所 第 2 庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

日程第 1	報告第 1 号	利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について
日程第 2	報告第 2 号	士別市農業経営改善計画の認定について
日程第 3	報告第 3 号	士別市青年等就農計画の認定について
日程第 4	報告第 4 号	使用貸借契約の解約について
日程第 5	報告第 5 号	賃貸借契約の解約について
日程第 6	報告第 6 号	農地法第 3 条の 3 の規定による相続の届出について
日程第 7	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について
日程第 8	議案第 2 号	農用地利用集積計画の決定について

出席委員（21 名）

1 番	上 野 浩 二 君	2 番	湯 浅 悦 子 君
4 番	松 井 薫 君	5 番	古 川 昇 君
6 番	新 田 康 仁 君	8 番	鈴 木 淳 一 君
9 番	寺 崎 徳 仁 君	10 番	中 澤 弘 幸 君
11 番	工 藤 修 一 君	12 番	岡 崎 京 子 君
14 番	柳 眞由美 君	16 番	遠 藤 英 俊 君
17 番	沼 舘 初 男 君	18 番	鈴 木 茂 樹 君
19 番	佐久間 弘 美 君	20 番	渡 辺 亨 君
21 番	村 上 幸 博 君	22 番	栗 本 勝 君
23 番	中 山 義 隆 君	25 番	小野寺 悦 子 君
27 番	保 科 隆 志 君		

出席説明員（4 名）

事務局長	林 秀 忠 君
副 長	小 林 泉 君
主 幹	梶 山 賢 一 君
主任主事	松 本 奨 悟 君

4. 会議の概要

(午後 1 時 30 分 開会)

●議長（保科隆志君）

第 35 回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は 26 名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、16 番 遠藤英俊委員、17 番 沼舘初男委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「森野委員」「木下委員」「山下委員」「梅津委員」「鈴木庄一郎委員」「本間委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（保科隆志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第 1、報告第 1 号 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（松本奨悟君） 農業経営基盤強化促進法第 21 条の規定により、嘱託登記を完了したので報告いたします。

番号 1 番、権利者、●●●●、義務者、●●●●外 3 件について、嘱託登記を完了いたしました。以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 1 号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第 2、報告第 2 号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（松本奨悟君） 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 5 項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定がありましたので、報告いたします。

番号 1 番、●●●●の新規認定、16 件の再認定、8 件の変更認定、1 件の認定取消がありました。

なお、累計は、先月と同数の 420 件 となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件中、番号 22 番について渡辺委員、25 番について上野委員、栗本委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 2 号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に日程第 3、報告第 3 号、士別市青年等就農計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（松本奨悟君） 農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 1 項の規定に基づき、青年等就農計画の認定がありましたので、報告いたします。

番号 1 番、●●●●の変更認定がありました。なお、累計は 6 件となっております。
以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 3 号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に日程第 4、報告第 4 号、使用貸借契約の解約について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（梶山賢一君） 使用貸借契約 解約の通知がありましたので報告いたします。

番号 1 番、貸人、●●●●、借人、●●●●外 4 件について、使用貸借契約の解約の通知がありました。
以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 4 号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第5、報告第5号 賃貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（相山賢一君） 農地法第18条第6項の規定により、賃貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●外6件より解約の通知がありました。
以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第5号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第6、報告第6号 農地法第3条の3の規定による相続の届出について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（相山賢一君） 農地法第3条の3の規定により、相続による権利取得の届出がありましたので報告いたします。

番号1番、相続人、●●●●より相続の届け出がありました。
以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第6号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第7、議案第1号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（相山賢一君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありましたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号1番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●、地目、公簿、田、現況、宅地、面積97.58㎡、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。

本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も宅地として利用されている土地であります。

なお、現地確認につきましては、4月16日に各担当地区農業委員4名により実施しています。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第8、議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（相山賢一君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町、地番、●●●●外2筆、地目、田、面積46,536㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町、地番、●●●●、地目、田、面積18,937㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号3番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町、地番、●●●●外12筆、地目、田・畑・用悪水路、面積59,186㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円、用悪水路●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号4番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●、地目、田、面積319㎡、対価、贈与、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号5番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外6筆、地目、田、面積9,072㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためためであります。

番号6番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外1筆、地目、田、面積9,099㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためためであります。

番号7番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●、地目、田、面積8,238㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためためであります。

番号 8 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外 13 筆、地目、田・畑、面積 43,188.33 m²、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 9 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外 6 筆、地目、田、面積 38,806 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 10 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外 7 筆、地目、田、面積 90,301 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 11 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外 1 筆、地目、田、面積 18,888 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 12 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外 2 筆、地目、田、面積 4,554 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 13 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外 2 筆、地目、田、面積 18,136 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 14 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外 18 筆、地目、田、面積 45,840 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 15 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●、地目、田、面積 7,036 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 16 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外 1 筆、地目、田、面積 19,189 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 17 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●、地目、田、面積 723 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 18 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外 18 筆、地目、田、面積 162,850 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 19 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外 9 筆、地目、田、面積 88,889 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 20 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外 0 筆、地目、田、面積 21,751 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 21 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外 3 筆、地目、田、面積 44,148 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 22 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外 17 筆、地目、田、面積 85,342 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 23 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 8 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 67,072 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 24 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外 7 筆、地目、田、面積 44,488 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 25 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外 1 筆、地目、田、面積 6,245 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 26 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外 4 筆、地目、田、面積 31,613.9 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 27 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外 6 筆、地目、田・畑、面積 38,383 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 28 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外 2 筆、地目、田・畑、面積 47,980 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 29 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 2 筆、地目、田・畑、面積 22,773 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 30 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●外 5 筆、地目、田・畑、面積 15,292 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 31 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●外 18 筆、地目、田、面積 53,144.3 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 32 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●外 4 筆、地目、田、面積 47,329 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 33 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町茂志利、地番、●●●●外 3 筆、地目、・畑、面積 21,048 m²、対価、贈与、理由については、隣接地を譲り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 34 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●外 1 筆、地目、田、面積 87 m²、対価、贈与、理由については、近隣地を譲り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 35 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町茂志利、地番、●●●●、地目、畑、面積 15,726 m²、対価、贈与、理由については、近隣地を譲り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 36 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、武徳町、地番、●●●●外 4 筆、地目、田・畑、面積 53,381 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 37 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●、地目、畑、面積 829 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 38 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外 4 筆、地目、田、面積 16,719 m²、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 39 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外 6 筆、地目、田・畑、面積 43,631.57 m²、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 40 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外 12 筆、地目、田・畑、面積 63,248 m²、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 41 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外 21 筆、地目、畑、面積 166,549.32 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 42 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 9 筆、地目、田・畑、面積 122,016 m²、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 43 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●外 4 筆、地目、田、面積 11,641 m²、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 44 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町茂志利、地番、●●●●外 4 筆、地目、畑、面積 54,039 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 45 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●外 5 筆、地目、田・畑、面積 40,965 m²、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

以上、45 件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項 第 1 号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件中、番号 11 番について木下委員、番号 32 番、33 番、45 番、47 番について上野委員、栗本委員、番号 36 番について上野委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第 35 回総会は、これをもちまして閉会いたします。

（午後 2 時 00 分 閉会）